

## 書紀編纂千二百年記念陳列の日本書紀古鈔本に就きて

文學博士 吉澤義則

今年は書紀編纂後千二百年に當るので、記念會

この缺點を補ふことは出來たやうに思ふ。

を開かうでは無いかといふことは、夙くから發起

今日まで諸書に引用されてある古鈔本の中

人間に相談されて居たが、開會の期日に就いては

一 嘉禎本 神代下一卷、鴨御祖神社禰宜鴨脚秀  
文舊藏、嘉禎二年十月書寫

未一定して居なかつた、所が急に五月十日に催す

二 嘉元本 神代上下二卷、丹鶴叢書摸刻原本

ことになつた爲に、陳列本の蒐集上にいろいろ故

三 永和本 神代上一卷、塙保己一舊藏、永和五  
年三月廿二日外宮禰宜度會神主章尙

障を生じて、餘儀なく斷念したのも出來た、即

書寫

ち三島本玉屋本の如きは其れである、中にも玉屋

四 應永本 自卷三至卷廿九、内卷十七、十九、廿

本はごもかくも御巫清白氏所藏清直の寫本によつ

關、藺田三位守諸舊藏、每卷有應永

て其の面影を偲ぶことが出來たが、三島本に至つ

三十年沙彌道祥及小菴菫清惠金剛佛

然し室町時代の寫本では未弘く世間に知られてゐ

子春瑜等記

ないもの數點を紹介することが出來たから、幾分

その他忌部正通本並河尚教舊藏古鈔零本、元和二年加點山田本等の原本は何れも所在不明で

一 楓山本 楓山文庫舊藏、明治六年罹災

二 薩摩本 薩摩國諏訪大宮司本田某舊藏、寛永

七年龍玄(梵舞)書寫、明治十年罹災

右は二部何れも原本焼失したものの

一 嘉曆本 神代上下二卷、水戸彰考館藏、嘉曆

三年夏心宗沙門劫外墨春於巨福山建

長蘭若書寫

二 秘閣本 内閣文庫藏、永正十一年三條西實隆

書寫

三 吉田本 吉田子爵藏、天文九年卜部兼方書寫

右三部は到底借用の望なしとして、借用手續を爲

なかつたものであるが、その中吉田本は中臣連重

の寫本(所謂中)を以て補ふことが出来たのは、せめ

てもの懋めであつた。

以上は鎌倉以後江戸初刻に至る古鈔本中、此度

展觀に漏れたもの、主なるものについて述べたのである、なほ鎌倉以前の寫本の現存してあるものは、余の管見の及ぶ所

一 田中本 應神紀一卷、田中勘兵衛氏藏

二 岩崎本 推古紀皇極紀二卷、岩崎文庫藏

三 前田本 仁德紀雄略紀繼體紀敏達紀四卷、前

田侯爵家藏

四 北野本 北野神社

五 岡書齋本

以上五部に過ぎない、別に延喜本として古くから

諸書に引用されてある神代紀下卷一帖がある、此

の書は醍醐理性院の舊藏であつたのが、いつしか

書肆佐々木竹苞樓の手に渡り、今では向神社の所

藏となつて國寶に編入されてある奥に

延喜四年勅月盡日從五位上守右少弁藤原朝臣

清貫

右大史正六位上兼行管博士阿保朝臣巨賢

奉行位祿官符文等每枚別在之

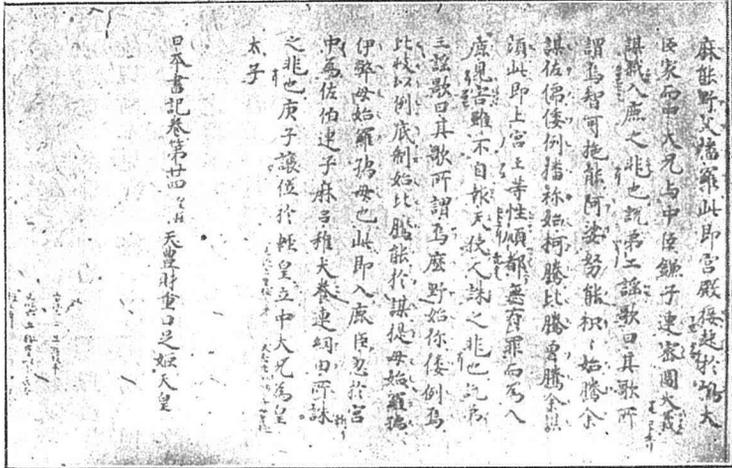
とある、是が延喜本の名の起つた所以であるが、日本紀の識語とは考へられない。神代紀の古鈔本に別に綴合してあつた古文書が、轉寫の間に何時しか神代紀の識語の如く紛れたるものではあるまいか、そは何れにしても本書は平安朝の鈔本ではない。

又神代髻華山蔭に伴信友が自筆で次の如き題註を加へてゐる。

橋本經亮ノ自ラ書オケルフミ反古ノ中ニ云、若  
 槻元三郎物語ニ、ムカシ浪華ニテ所見ノ日本紀  
 ノ裏書ニ、異本裏書云、日本紀三十卷崇道盡敬  
 皇帝所撰也、近者文臣請詔、數增補之、合衆旨  
 永歛祕府、嗟呼欲取一時之寵、趣奈千古之實、  
 可不痛哉、愚窮寫原書、藏之函底、若是證乎來  
 世幸矣、承和甲寅左衛門佐藤原長良謹記 トア  
 リ、信友按ニ件ノ裏書ノ文來世書紀ヲヨムニ深

ク心ヲツクベキ証也、裏書ノ寫ノミアリテ、原  
 書ノツタハラザルハ、イトモノアタラシキコ  
 也、ナホ別ニ此事又書紀ノ書ノ字ノ考説アリ  
 後ニ予京ニ在シトキ、若槻氏ヲ尋ルニ、元三郎  
 後ニ幾齋トテ、儒者ニナリテ京ニ住リ、此裏書  
 ノ文ノコトヲ、クハシク問タルニ、若年ノ比見タリ  
 シガ、ヨクモ心ト、メズテ、全本ヲバ覺エヌコ  
 多シ、イカニモ裏書ハ此寫ニ違ナカリキトテ、  
 自筆ニ書テオコセタルモノ別ニ一通存リ

是によると承和寫本があつたやうに見えて、信友  
 は疑つては居なかつたやうだが、右異本裏書の長  
 良の語なるものは固より拙劣至極な贋作で、一顧  
 の値もないものである。信友が尋ねてゐた全本は  
 初から無かつたものでは無からうか。  
 田中本書寫の時代に就いては、觀る人によつて  
 見解を異にしてゐて、古く見る人は奈良朝のもの  
 とし、新しく見る人は貞觀頃までも下さうとする



麻能野父攝家此即宮殿後起於物大  
 臣家而中兄與中後繼子連家國大  
 母或入庶之也此弟之孫歌曰其歌所  
 謂為智可拖能阿婆勢能初始勝余  
 謀佐倭例播祿知柯勝比勝尊勝余  
 須此即上宮上幸性順都蓋有罪而為入  
 庶見告雖不自振天仗入妹之非也此  
 三並歌曰其歌所謂為庶野始你倭例為  
 比以例成制始比勝能於謀提母始羅德  
 伊勢母始羅德母也此即入庶臣忍於宮  
 中為佐伯連子麻三稚大養連阿日乎妹  
 之非也庚子讓位於桓皇立中大兄為皇  
 太子

日本書紀卷第廿四  
 天皇財重曰足姬天皇

岩崎日本書紀極皇(紀)

何れにしても現存書紀古鈔本中の最古の品である  
 舊何處にあつたものか知りたいものであるが、田  
 中氏は秘して告げられない。

岩崎本は二卷とも同筆で、延喜前後から長保前  
 後までの間の筆であらうと考へられてゐる、廣橋  
 伯爵家の舊藏であつたが、本來は一條家の祕本で  
 あつたことは、一條禪閣兼良の識語によつて明か  
 である、即兼良が自筆で推古紀の奥には「以卜部  
 家本校之」と識し、皇極紀の奥には「文明六五晦  
 重以卜氏本校之畢」と認めてゐる。定めて日本書  
 紀纂疏の著述に參考されたものであらう。

此の鈔本は天文九年にはなほ全部完備してあつ  
 たものであることは、吉田本等の識語によつて窺  
 はれる。卜部兼右がその書寫本の奥に、

當家之本、大永五曆沾洗十有八日、先君御沒落  
 之刻、令紛失訖、然三條内府實隆公、以累代之祕  
 本、令書寫之、仍享祿第二以件本遂書功了、文

字朱墨兩点等、謬說非一事、是爲鳥馮之誤歟、爰一條家門有此書紀、今一覽之處、後成恩寺大闍御與書炳焉也、至卅卷神光院兼繼以眞筆令加證明賜、故以兩本見會、終一部之書功、但猶非無不審、仍以日本紀決釋并字訓抄等、正改之了、尤可謂第一之證本矣、

天文九曆十一月吉曜日 侍從卜部朝臣花押と識して居る、右文中の三條内府本は即前掲祕閣本で一條家本は即ち岩崎本であることは、各識語が一致して居るので明白である、而して右兼右筆の天文九年鈔本は門外不出の祕本として今も吉田子爵家の庫中に珍藏されて居るので、前に吉田本とした擧げたのが此の書である、彼の明治十年に焼失して薩摩本は龍玄が此の兼右本を寫したもので、これまた其の識語で明かである。

かくて岩崎本の友卷は平安朝の盛時に寫されてから、幾多の戦亂にも災を免れて、天文九年まで

完全に傳はつてゐたのに、何時如何にて散逸したものであらうか、識語のみ残つて居るのを見るにつけても、故人に出會つたやうな氣がして涙がこぼれる。

前田本は借用の見込み無きものとして、初から陳列を斷念したものゝ一つである。仁徳紀と繼體紀とは贈太政大臣能信、雄略紀は右大臣賴志、敏達紀は大ニ條關白教通の筆と極めてある。筆者が果して極札の通りであるか無いかは詳かでないが、書寫の時代は大凡その頃と認められてゐる。當日は京都帝國大學藏摸寫本四卷及び仁徳紀玻璃版一卷を以て代品として陳列した。

北野本は三十卷中第二第十四及び第一卷末尾が關けてゐる外は全部完備してゐる、但し書體は一樣でなく、書寫の時代は大凡五期に分けられるやうである。即

第廿二、廿三、廿四、廿五、廿六、廿七

第廿八、廿九、卅

以上六卷凡院政初期頃  
以上三卷凡源平頃

ともかくも此の書は兼永の手に歸する前に、華山家に傳はつて居たものと思はれる、その後また移つて或る醫師の有に歸したが、元祿十五年その醫師より北野神社に奉納したのである、事は北野神社藏年預日記元祿十五年十二月十七日の條なる僧能曆の話に見えて居るさうで、同社宮司山田新一郎氏の好意によつて知つたのである。

第一、四、五、七、十、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、廿、廿一

以上十六卷凡南北朝前後

以上三卷卜部兼永自筆

第三、六、十一  
第十六

此卷兼永後の補足本

兼永は公卿補任によると、兼俱の子で、永正十六年正三位に叙せられ、大永三年三月に神祇大輔に昇り、天文五年三月丹波權守に任せられ、同七月廿七日自由山門日蓮黨發向之時横死したとある、時に年七十であつた。

兼永自筆本には奥に  
右卷欠之條書加之畢

正三位行神祇大副卜部  
朝臣兼永

圖書寮本は第二首圖第十首圖第十二、十四、十五、十六首圖十七首圖廿一、廿二、廿三首圖廿四首圖の十一卷十七折である、其の中第二第十は補足本で、第二と第十とも亦筆者が違つてゐる、第廿三卷の奥

とあり、其の他の第十六卷以外の諸卷には  
加一見畢

加一見畢

正三位行神祇大副卜部  
朝臣兼永

圖書寮本は第二首圖第十首圖第十二、十四、十五、十六首圖十七首圖廿一、廿二、廿三首圖廿四首圖の十一

とある、なほ卷五には貞和五年、卷十九、廿三、廿四、廿七等には延文元年大常卿資□加點の讒語

卷十七折である、其の中第二第十は補足本で、第二と第十とも亦筆者が違つてゐる、第廿三卷の奥

が、消されながらも纔かに判讀される、資□王は誰とも判然せぬが、或は資繼王ではあるまいか、

に

永治二年三月廿七日以彈正弼大江朝臣(以下闕)とある、即近衛天皇の康治元年である、右の大江朝臣は彈正少弼であつた大江匡衡であらうか、後文闕けて分らぬが、大江氏の本を以て或人が永治二年三月廿七日に寫したものでは無からうか、書體大凡その頃のものであつたやうに記憶してゐる又卷二奥に

朱點一交畢同七月四日(以上朱)

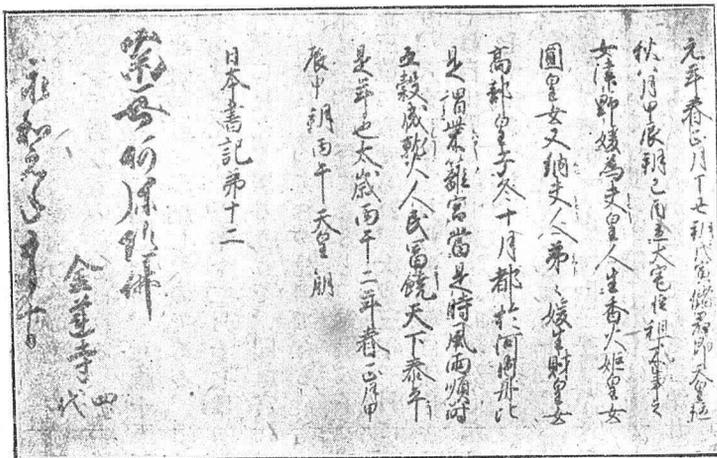
興國七年十一月十三日授參議右大弁兼右近衛權

中將朝臣畢

一品儀同三司(以下闕)

とある。一品儀同三司は北畠親房であらうから、傳統上からも興味の深い書であるが、從來一向校谷等に用ひられた事もなくして、今日に及んだので、是も陳列の運びに至らなかつた。

記念會に陳列されたものゝ中で、最後に一言したいとおもふのは熱田本である、本書は書寫の時



代は遙に降るが、古くから知られて居て、校合にも屢用ひられ、有名な書であるにもかゝらず、

元年五月十日から永和三年七月日まで區々である。また卷九には與に

從來餘り委しく説明したものが無いやうである。

應安五年十月廿一日爲備子孫之證本、書寫累家

熱田本は神代から仁賢天皇まで十五卷あり。その

之祕點而已

中第十一卷が闕けて居るが、神代上二卷に分れて

從四位上行中務權大輔卜部宿禰 在判

ゐるから卷数は十五であつて、神代上二卷が同筆

同六年正月於雨中燈下校合之

である外は、毎卷筆者を異にしてゐる。本書は初

左京權太夫卜兼熙

から第十五まで、あつた事は寄進狀に明かである

とあつて、其の書體は本文と同一でその後に別筆

同狀に

奉納熱田太神宮内院日本紀用卷

十五卷第一卷  
上下共十一卷

依權宮司祭主尾張仲宗所望

即金蓮寺四世自筆で寄進の讒語が加へてある、早

四條金蓮寺四代上人御奉加之

等から觀ると、永和元年から同三年に亘つて、卜

圓福寺三代嚴阿所申沙汰也

納し、その完成と共に寄進狀を納めたものゝや、

永和三年丁霜月四日

第一第二第三第四第五第六第十二第十三第十四

とある、なほ第四第五第六第八第九第十第十二第

第十五の八卷は紺表紙、第九第十の兩卷は白紙に

十三第十四第十五の十卷に金蓮寺四世の寄進の識

金銀泥の霞を彩りたる表紙が用ひてあつて、以上

語が見えてゐる、それで觀ると寄進の日附は永和

十卷共に和歌懷紙の裏が用ゐてある、が第一上下

第二第七第八の五卷は白紙に書いたもので、表紙も白紙である。

右懷紙は寄進者なる金蓮寺四世淨阿の一枚一、首懷紙がある外は、皆二百懷紙である、作者は右淨阿及び寄進の仲介者たる圓福寺の嚴阿を初として、新後拾遺集の撰者藤原爲重、權少外記伴周清沙彌元可沙彌宗惠、祖月、沙彌眞覺以下總べて廿四名である、中にも藤爲重の懷紙には從三位のが三枚、正三位のが一枚ある、從三位のは永和二年五月及び六月附で寄進した卷の中にあつて、正三位のは永和三年七月に寄進した卷にある、而して公卿補任で見ると、爲重は永和二年正月に正三位となつてゐる、是等の卷々は何時から書き始めたものか分らぬが、何れも最近の懷紙を用ひたものやうで、歌の中には末の斷れたのも數首あるが、大方は完全に綴ぎ合はされてあるなどから觀て、寄進者が意あつて是等の紙背を用ひしめたのではなからうかと思はれる。

此の他陳列品中には、本文には御巫氏所藏の明應本、永正本、桃木氏所藏の嘉吉本、文龜本、北野神社の一峯本、三寶院の古鈔本等、註解書には御巫氏所藏應永卅五年書寫の日本紀私記、兩足院所藏大永六、七年書寫の日本書紀纂疏、久原文庫所藏下部兼右講義聞書、その他田中勘兵衛氏所藏傳船橋國賢藤波種忠兩筆の假名日本紀、及び前田候爵家藏釋日本紀の模寫本、また新寫ではあるが田中氏藏私記影鈔本、東京帝國大學國語研究室藏假名日本紀神代卷顯昭註の影鈔本等を初として、名家稿本にも注目すべきものが少なく無いが、其等は總べて山鹿鈴鹿兩文學士と共に目下調製してある展觀會總目錄に譲つて、茲には省略する。以上は極めて匆卒に筆を執つたのであるから、誤脱があるかも知れぬ、それも右目錄の上で補正しようと思ふ。